



こども医療受給資格者証の発行について

○こども医療費助成制度について

玉野市内に住民票があり、健康保険に加入している中学校3年生修了までの乳幼児・児童を対象に、保険診療に対して保護者が支払う額（一部負担金）を玉野市が助成するものです。

1 必要書類

- ① こども医療費受給資格者証（交付）申請書 → 記入済
- ② お子さまの健康保険証のコピー

* ②の健康保険証が未発行の場合は、発行され次第、郵送または提出してください。

2 発行時期・方法

1の必要書類がそろった月の月末までに郵送

* 手続きの時期が末日の場合は、2～3日発送が遅れる場合があります。



3 資格者証の有効期限の開始日

1の必要書類がそろった月の翌月1日から

4 出生または転入した日から資格者証有効期限開始日前日までに医療機関を受診した場合

（1）こども家庭支援室⑧番窓口へ、以下のものを提出または郵送してください。

- ① 医療費給付申請書（ピンクの紙）…「申請者」「口座」欄を記入。（※裏面参照）
- ② 病院等が発行した領収書（原本）…保険適用後のもの（2割または3割負担のもの）

* 健康保険証発行前に医療機関を受診すると、負担額が10割になる場合があります。

その場合は、玉野市へ申請する前にご加入の健康保険組合等で手続きをし、10割負担の領収書のコピーと、健康保険組合等が発行する「支給決定通知書」（原本）を併せて提出してください。

* 医療費が高額になった場合には、別途手続きが必要です。ご相談ください。

* 保険のきかない容器代、予防接種費用、検診料、文書料、入院室料差額、交通事故等（第三者行為）で他の責に帰すべきもの等、保険診療外のものは対象外です。食事療養費は、保険適用の場合でも対象外です。

（2）必要書類がそろった月の翌月末に、ご指定の口座に振り込みいたします。

* 確認作業のため、振込みが遅れる場合があります。ご了承ください。

5 以下の場合は手続きが必要です

- ・ 出生
- ・ 保険証の変更
- ・ 住所変更
- ・ 氏名変更

それぞれ福祉政策課にて手続きをしてください。



ご不明な点はお問い合わせください。
玉野市役所福祉政策課こども家庭支援室
TEL: 0863-32-5554